

インドネシア最高裁に関する法整備支援のこれまでとこれから ～ ICD創設20周年記念：タクディル・ラフマディ最高裁准長官、 松川充康判事へのスペシャルインタビュー～

国際協力部教官

黒木 宏太

第1 はじめに

インドネシア最高裁に関する法整備支援の経過は、これまでのICDNEWSの記事に詳しいが¹、簡潔にまとめると、次のとおりである。

2002年	JICA枠組みによる交流開始
2007年3月～2009年3月	「和解プロジェクト」 ²
2015年12月～2021年9月	「知財プロジェクト」 ³

ベトナム、カンボジア等の他国への法整備支援との違いは、上記2つのプロジェクトは別のテーマを扱うものであること、両プロジェクトの間に約6年超の空白の期間が存在することである。このうち、「和解プロジェクト」については、その後の経過も含めて、草野芳郎先生によるICDNEWSの記事⁴に詳しいが、これまで、インドネシア最高裁に関する法整備支援の経過を通観した記事はないように思われる。

そこで、ICD創設20周年を記念して、インドネシア最高裁に関する法整備支援を通観できる記事を執筆することとした。

まず、両プロジェクトに関わられ、支援の経過を一番良く知る方として、インドネシアのタクディル・ラフマディ最高裁准長官にインタビューに応じていただいた。インドネシアの最高裁判事のインタビューを記事にさせていただけるのは今回が初めてのことであり、大変貴重なものである。

次に、両プロジェクトの間の空白の期間に、国際協力部教官としてインドネシアを担当されていた、大阪高裁の松川充康判事にインタビューに応じていただいた。国際協力部教官として法整備支援に携わるほか、裁判官に戻られた後も、日本の大谷剛彦最高裁判事がインドネシアを訪問された際にアテンドをされるなどしており、広い観点から、法・司法分野での国際協力についてお話いただいた。

本号は特集号であり、紙面に限りがあるため、2つのインタビュー全文は次号

¹ インドネシアへの法整備支援の経過は、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICDNEWS第67号(2016年6月号)51頁以下(<http://www.moj.go.jp/content/001187311.pdf>)も参照されたい。

² 正式名称は「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」

³ 正式名称は「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」。なお、プロジェクトの期間について、2020年12月20日までとされていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響等により、2021年9月末までと延長合意された。

⁴ 草野芳郎「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援」ICDNEWS第68号(2016年9月号)75頁以下(<http://www.moj.go.jp/content/001206693.pdf>)。

(2021年9月号)に掲載予定である。

本稿では、それらのインタビュー記事の紹介文として、長期専門家のコメントとともに、これまでの両国の関係を振り返る。



インドネシア最高裁判所

第2 日本側からみたインドネシア

インドネシアは、日本の約5倍の面積（約189.08万平方キロメートル）で、約13500の島々からなる世界最大の島国である。人口は約2.55億人（2015年）で、中国、インド、アメリカに次いで世界4位の人口である。宗教は、イスラム教が約87%、キリスト教約10%等であり、世界最大のイスラム人口を有するが、イスラム教は国教ではない⁵。

ASEANの人口、GDP、面積の4割を占める地域の大国である⁶。ASEANの大国を持つ一方で、南国としての良さもあり、奥行きのある国でもある。現地で働く長期専門家にとって、インドネシアの魅力はどのようなところにあるのだろうか。

業務調整担当の長期専門家・間澤友紀子氏はいう。「インドネシアの魅力は人々の温かさです。ゴム時間と言われる程、時間にルーズだと言われており（最高裁はタクディル判事が時間に正確な方なので、最高裁の方々はオンタイムです）、物事がスムー

⁵ インドネシアの特徴は、外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/kankei.html>) を参照。

⁶ 日・インドネシア外相会談（令和3年3月29日）においても、茂木大臣より、インドネシアがこのような地域の大国であることに言及された上、日本の戦略的パートナーである旨が述べられている。https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009031.html

スに進まない等の問題があっても、業務調整員にとって、インドネシアは人気の高い国です。今回、1年ぶりにインドネシアに戻ってきましたが、優しく受け入れてくれました。インドネシアは多様な文化があり、バリ島以外にも魅力的な観光地も沢山あります。タクディル判事の生まれ故郷のスマトラ島は、「世界一美味しい食べ物に選ばれたルンダン」で有名なパダン料理発祥の地で独自の伝統文化もあるお勧めの観光地の一つです。」

また、裁判官出身の長期専門家・細井直彰氏はいう。「ジャカルタは大都市で活気に溢れていますし、インドネシアの人々は陽気で優しいです。人種の多様性の影響もあるのか、外国人を抵抗なく受け入れる素地があるように思います。買い物や飲食をする機会に差別的な雰囲気を感じることは全くありません。こちらが日本人だと分かると喜んでくれる人もいて、そうした際に、インドネシアが親日国であることを実感します。」

松川充康判事はいう。「人口規模が大きく、経済成長も著しい上、ASEANの盟主という立場にもある国です。」「日本にとって一番地理的に近いイスラム教徒の多い国という側面も大事なことだと思う。」「インドネシアと日本は、宗教的な違いというところを超えて通じる面があるのかもしれないですね。」

第3 インドネシア側からみた日本

「彼らはあちこち地上を旅したことがないのか。そうすれば、悟る心も聞く耳も備わっただろうに。まことに、目が盲目ではなくて、胸の中の心が盲目なのである。」
〈22巡礼の章 46節〉

これは、コーランの一節であるが、イスラム教徒に旅することを求めるものである。このように宗教戒律の中に旅が含まれているのは、人々が他人（他民族）の経験から学ぶためであるということである。ここでいう旅は、観光旅行に限らず、ビジネス、外交、留学その他である。旅の中で見たこと、聞いたこと、そして感じたことには、価値ある教訓が含まれているのである。そして、コーランは、旅の中で、思考力と聴覚並びに五感の全てを活用することを求めており、彼らは、1回の旅からでも、訪れた国の習慣や生活様式などから、多くの教訓を得ている。このことは、本邦研修の研究員の一人であったインドネシア最高裁判事のルフヤル・カバー博士が、同国の雑誌で日本についての所感について、格調の高い文章で述べられている⁷。

タクディル・ラフマディ准長官は、日本の印象について次のように述べる。「インドネシア人と日本人には、文化面などで様々な差異があると思いますが、インドネシア人は日本のことを良く知っています。まず、一生懸命働くということ、それから、先進的であること、経済的にも非常に強いと言うことなど、様々なことを知っています。」「日本は、第二次世界大戦で敗戦したとはいえ、それを乗り越えて、素晴らしい

⁷ インドネシア最高裁判事のルフヤル・カバー博士の「日本人から学ぶ」ICDNEWS 12号（2003年11月号）198頁以下（<http://www.moj.go.jp/content/000010281.pdf>）で、全文お読みいただける。

国を作っていった。その裏側には、やはり、多大なる努力があったと思います。そうでなければ、今インドネシアの道を埋め尽くしている、トヨタ、ホンダ、日産、スズキ等の車はなかったと思う。それはもう努力のたまものだと思っております。」「日本を初めて訪問したとき、非常に嬉しかったです。自分のルーツである日本に行けて大きな感動をしましたし、非常に感慨深かったです。」

第4 今後の法整備支援について

タクディル・ラフマディ准長官は、次のように述べる。「和解プロジェクトについては、インドネシア側から非常に高い評価を受けているし、非常に感謝されています。」「日本から学んだインスピレーションは非常に大きく、そこから得たインスピレーションは今もなお生きていると思います。」「今後の課題は大きく4つあります。」「判決の安定性や統一性、司法サービスの電子化・現代化、現在もプロジェクトにしている知的財産権の分野、そして、オンラインメデイエーションです。」

細井直彰氏はいう。「知財プロジェクトでは、裁判官向けの研修の整備・実施と、判決集等の執務参考資料の作成に注力してきました。今後もこうした取組を続けていく予定ですが、タクディル准長官もおっしゃるように、判決の安定性や統一性をいかにして高めていくかというのが一つの重要なポイントになると思います。」「幸いにし、知財プロジェクトに携わる専門家とインドネシア最高裁関係者との間で良好な関係を築くことができます。これは先々代及び先代の専門家の尽力のお陰ですし、私としても、プロジェクトに関わる裁判官らとの共同作業等を通じて関係を構築し、維持することを第一に考えてプロジェクトを運営してきました。知財プロジェクトによる支援活動はその名称どおり基本的に知的財産権の分野に限られていますが、将来的に支援の対象をそれ以外の分野にも広げていくことを考えるのであれば、インドネシア最高裁との良好な関係を保ちながら、支援のニーズを適切に汲み取っていくことが重要だと思います。」

松川充康判事は、(インドネシアに限らず)法整備支援について、次のようにいう。「法整備支援は成果が短期で明確には出にくいだけに、なかなか重要性を上手く理解してもらいにくいところがあります。」「また、今後、法整備支援というステージから、より対等な交流のステージへと移行する国も出てくると思いますが、そういうポスト法整備支援の枠組みも、持続性を持つ形でうまく形成していけるといいですね。漠とした言い方になってしまいますが、アジアの国々同士の社会的・経済的距離感がもっと近づいていくであろう中、国境を越えてのルールのあり方はどうあるべきか、その中で日本ならではの役割は何なのか、法整備支援は、そんな大きな問いかけの中にあるのかもしれない。」



2019年6月 スラバヤにおけるジョイントセミナーでの写真